中部電力ミライズ

２０２７年４月１日実施

電化厨房契約要綱

（高　　圧）

中部電力ミライズ株式会社

電 化 厨 房 契 約 要 綱
（高　　圧）

本　　則

1　目　　的

この「電化厨房契約要綱（高圧）」（以下「この要綱」といいます。）は，負荷の平準化を促進し，電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2　適 用 範 囲

基本契約要綱（高圧）の高圧業務用電力（以下「主契約」といいます。）を契約されているお客さまのうち，別表（適用対象機器）に定める適用対象機器に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し，その総入力が原則として30キロワット以上の場合で，当社との協議が整ったときに適用いたします。

3　料　　金

各月の料金は，主契約によって料金として算定された金額から，（1）によって算定された電化厨房割引額を差し引いたものといたします。

（1）　電化厨房割引額

電化厨房割引額は，電化厨房機器容量により，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，電化厨房割引額は，主契約によって料金として算定された金額をこえないものといたします。

電化厨房割引額　＝　（2）の電化厨房機器容量　×　（3）の割引単価

（2）　電化厨房機器容量

電化厨房機器容量は，別表（適用対象機器）に定める電化厨房機器のうち，お客さまが設置する電化厨房機器の総入力といたします。

（3）　割引単価

割引単価は，次のとおりといたします。

電化厨房機器容量１キロワットにつき	214円00銭

（4）　日割計算

イ　当社は，基本契約要綱（高圧）24（料金の算定）（1）イ，ロまたはハの場合は，次により電化厨房割引額の日割計算を行なうものといたします。

$$\text{電化厨房割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{主契約の計量期間等の日数}}$$

ただし，基本契約要綱（高圧）24（料金の算定）（1）ハに該当する場合は，

$$\text{電化厨房割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ　日割計算に関するその他の事項については，基本契約要綱（高圧）に準ずるものといたします。

4　そ　の　他

（1）　当社は，必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。

（2）　お客さまが，電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

（3）　お客さまが，申し出なく電化厨房機器の内容の変更または取外しをされた場合には，当社は，この要綱の適用をお断りする場合があります。

なお，当社は，必要に応じて電化厨房機器の内容を確認いたします。

（4）　お客さまが，申し出なく電化厨房機器の内容の変更または取外しをされたことにより料金の全部または一

部の支払いを免れた場合には，基本契約要綱（高圧）36（違約金）に準じて違約金を申し受けます。

（5） 電化厨房機器の稼働状況等により，この要綱を適用することが不適当と認められる場合は，当社は，この要綱の適用をお断りする場合があります。

（6） 主契約が消滅した場合には，この電化厨房契約は，主契約の消滅日に消滅するものといたします。

（7） この要綱に定めのない事項については，主契約にかかわる規定を準用するものといたします。

附　　則

１　実施期日

この要綱は，2027年４月１日から実施いたします。

２　料金についての特別措置

（１）　適　　用

電化厨房機器を使用し，その総入力が原則として30キロワット以上の場合で，お客さまがこの要綱実施の際現に電化厨房契約要綱（高圧）（2020年10月１日実施）附則２（料金についての特別措置）の適用を受けているときは，2027年12月31日までにお客さまに支払義務が発生する料金までの間，この特別措置を適用するものといたします。

2028年１月１日以降にお客さまに支払義務が発生する料金からは，本則に定める取扱いに変更するものとし，お客さまが引き続きこの要綱の適用を希望される場合は，あらかじめ当社と協議のうえ，所定の申込書を2027年９月30日までに当社に提出していただきます。なお，2027年12月の支払義務発生日までに協議が整わなかった場合は，2027年12月31日までにお客さまに支払義務が発生する料金をもってこの要綱の適用を終了するものといたします。

（２）　料　　金

各月の料金は，主契約によって料金として算定された金額から，イによって算定された電化厨房割引額を差し引いたものといたします。

イ　電化厨房割引額

電化厨房割引額は，その１月の電化厨房電力量により，次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額　＝　ロの電化厨房電力量　×　ハの割引単価

ロ　電化厨房電力量

電化厨房電力量は，（３）により計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。

ハ　割引単価

割引単価は，次のとおりといたします。

電化厨房電力量１キロワット時につき	**3円30銭**

（３）　電化厨房電力量の算定

イ　電化厨房機器の使用電力量は，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお，この場合，専用の電路を施設し，原則として直接電化厨房機器に接続していただきます。

ロ　電化厨房機器の使用電力量の算定は，基本契約要綱（高圧）23（使用電力量等の算定）に準じて行ないます。

ハ　供給電圧と異なる計量電圧の電化厨房機器の使用電力量は，計量された電化厨房機器の使用電力量を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの修正率を乗じて修正したものといたします。

ニ　電化厨房機器の使用電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。

ホ　技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，電化厨房電力量の計量ができないときの電化厨房電力量は，お客さまと当社との協議によって定めます。

（４）　そ　の　他

イ　当社は，必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

ハ　主契約が消滅した場合には，この電化厨房契約は，主契約の消滅日に消滅するものといたします。

ニ　この要綱に定めのない事項については，主契約にかかわる規定を準用するものといたします。

別　　表（適用対象機器）

適用対象機器は，次のいずれかに該当し，その定格電圧が200ボルト以上のものといたします。

電気レンジ，フライヤー，オーブン，グリドル，グリラー，スープケトル，ティルティングパン，炊飯器，蒸し器，ゆで麺器，電気湯沸器，その他加熱厨房機器